

富山地方最低賃金審議会

第4回 富山県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年 8月4日(火) 午前10時00分～午前12時30分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1. 金額審議		
議事要旨・議事録	<p>1. 前回に引き続き、労使の基本的主張がなされた。</p> <p>(1)労働者側の主張</p> <p>① 中央最低賃金審議会の公益委員見解において、「地域間格差の縮小」が求められていることを認識すべきである。</p> <p>② 春闘はコロナ禍の中で行われ賃上げで妥結している企業がほとんどであるのに、最低賃金引上審議はコロナ禍の影響を理由に凍結という結論になるのはおかしい。</p> <p>③ コロナ禍の影響で、企業もつらいが、労働者も支出が増加してつらい状況である。コロナ禍の状況だからこそ、最低賃金額近傍の賃金で働く労働者に対する支援の一環として、少しでも最低賃金を引き上げるべきである。</p> <p>(2)使用者側の主張</p> <p>① 中央最低賃金審議会における公益委員見解を尊重すべきである。</p> <p>② 最低賃金を決定する三要素いずれをみても、今年度は最低賃金を引き上げる要素は全くない。</p> <p>③ 各企業は雇用調整助成金や持続化給付金等各種公的支援の活用や、信用保証協会を活用した限界までの借入等により事業活動を継続している。このような状況で最低賃金の引上げを議論してはいけない。</p> <p>2. 前回に引き続き、粘り強く労使の意見の調整に努めたが両者の主張に隔たりがあり歩み寄りも期待できる状況とはならなかった。公益代表委員の総意として、さらに調整を重ねても全会一致による結論を得ることが困難であると判断し、現行の時間額を1円引き上げ、時間額849円とする公益委員見解及び公益委員案を提示した。採決の結果、賛成多数で公益委員案が議決された。</p> <p>3. 専門部会での審議経過及び審議結果を富山地方最低賃金審議会に報告するための専門部会報告の取りまとめについて、令和2年8月5日に第5回専門部会を開催することとした。</p>		